

建設業許可・経営事項審査等の申請における 書類の原本確認の廃止等について

令和5年4月1日から、京都府においても、建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)の利用を開始することに伴い、確認書類等の原本確認を不要とし、以下のとおりとします。

【対象となる手続】

建設業許可、経営事項審査、解体工事業登録及び浄化槽工事業登録に係る手続

【原本提示を必要としていた確認書類の取扱い】

従来から原本提示を必要としていた確認書類(資格者証等)の全てについて、原本提示を不要とし、代わりに、「写し」の「提出」を求めます。

なお、従来どおり、原本提示でも問題ありません。

【R5.3以前】

・ 原本の提示のみ



【R5.4以降】

・ 写しの提出
・ 原本の提示

【原本提出を必要としていた確認書類の取扱い】

従来から原本提出を必要としていた確認書類(履歴事項全部証明書等)の全てについて、原本提出を不要とし、代わりに、「写し」の「提出」を求めます。

なお、従来どおり、原本提出でも問題ありません。

【R5.3以前】

・ 原本の提出のみ



【R5.4以降】

・ 写しの提出
・ 原本の提出

※1 申請内容に疑義が生じた場合など、原本の提示又は提出を求める場合があります。

※2 電子申請の場合は、原本をスキャナー等で電子化(PDF等)し、システムに添付することで、写しの「提出」として扱います。

※3 写しの「提示」を必要とする書類(健康保険被保険者証等)については、写しの「提示」又は写しの「提出」を求めます。ただし、電子申請の場合は、システム上での写しの「提出」を求めます。(※2参照)

なお、健康保険被保険者証及び健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写しの「提出」の場合は、個人情報保護の観点から、それぞれ以下の箇所をマスキング(黒塗り)してください。

- ・ 健康保険被保険者証：「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書：「被保険者整理番号」

※4 紙申請時に行う本人確認の身分証等の原本提示については、引き続き、原本提示を求めます。

問い合わせ先

京都府建設交通部指導検査課建設業係
(075-414-5222)